

奈良県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十五年三月十三日次の表の上欄の者から申請のあった土地改良事業の施行を認可した。

平成二十五年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	曲川土地改良区 理事長 松村 博行
事業名	曲川土地改良区営土地改良事業（新規）
地区名	吉田―松笠間地区